

内閣参質一九〇第一六〇号

平成二十八年六月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員荒井広幸君提出大麻草の医療研究および使用に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒井広幸君提出大麻草の医療研究および使用に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十八年四月二十二日内閣参質一九〇第一〇〇号。以下「前回答弁書」という。）一についてから三についてまででお答えしたとおりである。

五について

御指摘の「大麻草およびカンナビノイドの基礎研究」であって「国の予算を使ったもの」については、例えば、平成二十一年度から平成二十三年度までにかけて、厚生労働科学研究費補助金を受けた研究である「がん性疼痛などの緩和のための病態生理に基づいた新たな治療法の開発」の中で、カンナビノイドの一種であるドロナビノールに関する研究が実施されている。厚生労働省としては、当該研究は新たな治療法の開発を目的として実施されたものであると承知している。

六について

世界保健機関が御指摘の「非医療使用の大麻」に関する文書を昨年に、御指摘の「医療使用の大麻」に関する文書を本年に、それぞれ公表していることは承知しているが、このうち「医療使用の大麻」に関する

る文書には、当該文書における見解は著者のみに責任があり、必ずしも同機関の決定又は方針を示したも
のではない旨が明記されていると承知している。

七及び八について

お尋ねについては、前回答弁書五についてでお答えしたとおりである。

九について

御指摘の「CBDオイル」は、大麻草の成熟した茎と大麻草の種子から作られたオイルであり、一般に
は麻薬成分であるデルタ九テトラヒドロカンナビノールを含んでいないものとして、食品等への利用目的
で輸入されていると承知している。

お尋ねについては、その趣旨が明らかではないが、こうした一般的な食品の輸入に際し、個々に検査し
て含有成分を確認し、その品質を保証する仕組みは我が国にはなく、御指摘の「CBDオイル」について
のみ検査し、その品質の保証を行うことは困難であると考えている。

十から十二までについて

お尋ねについては、前回答弁書六についてから八及び九についてまででお答えしたとおりである。